

江 差 町 水 防 計 画

《 本 編 》

令和 5 年 3 月

江 差 町 防 災 会 議

目次

第1章 総則	1
第1節 目 的	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 用語の定義	3
第4節 水防の責任等	6
第5節 津波における留意事項	9
第6節 安全配慮	10
第2章 水防組織	13
第1節 水防管理団体の水防組織	13
第2節 大規模氾濫減災協議会	14
第3章 重要水防箇所	15
第4章 予報及び警報等	17
第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等	17
第2節 気象庁が行う予報及び警報	18
第3節 水位周知河川における水位到達情報	20
第4節 水防警報	22
第5章 水位等の観測、通報及び公表	27
第1節 水位の観測、通報及び公表	27
第2節 雨量の観測及び通報	29
第6章 気象予報等の情報収集	31
第7章 ダム・水門等の操作	33
第1節 ダム操作	33
第2節 操作の連絡	34
第8章 通信連絡	35
第1節 水防通信網の確保	35
第2節 災害時優先通信の取扱い	36
第3節 その他の通信施設の使用	37
第9章 水防施設及び輸送	39

第1節 水防倉庫及び水防資器材	39
第2節 輸送の確保	40
第10章 水防活動	41
第1節 非常配備体制	41
第2節 巡視及び警戒	42
第3節 水防作業	44
第4節 緊急通行	45
第5節 警戒区域の設定	46
第6節 避難のための立退き	47
第7節 決壊・越水等の通報	48
第8節 水防配備の解除	50
第11章 水防信号、水防標識及び身分証票	51
第1節 水防信号	51
第2節 水防標識	52
第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票	53
第12章 協力及び応援	55
第13章 費用負担と公用負担	57
第1節 費用負担	57
第2節 公用負担	58
第14章 水防報告	59
第1節 水防記録	59
第2節 水防報告	60
第15章 水防訓練	61
第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	63
第1節 洪水、内水、高潮対応	63
第2節 津波対応	65
第17章 水防協力団体	67

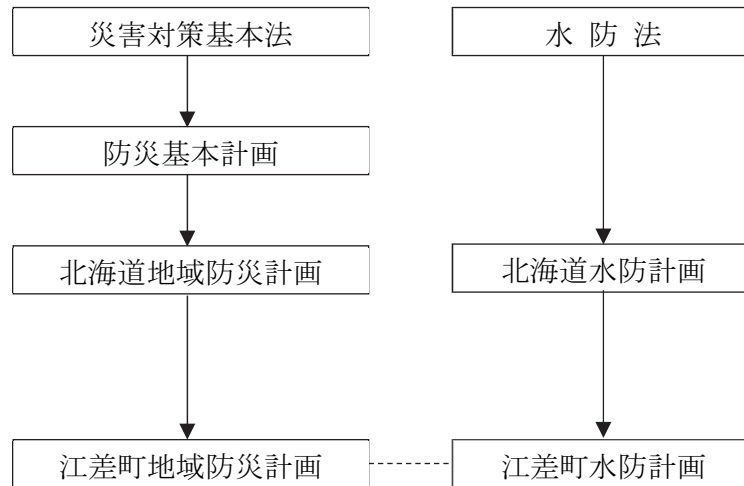
第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる江差町（以下「町」という。）が、同法第33条第1項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、町の地域にかかる河川の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 計画の位置付け

本計画は、次に示すとおり北海道水防計画並びに江差町地域防災計画と整合するものである。



第3節 用語の定義

本計画で使用する主な水防用語の意義は次のとおりである。

1. 水 防 管 理 団 体 水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。水防の責任を有する江差町がこれにあたる。
2. 指定水防管理団体 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。江差町がこれにあたる。
3. 水 防 管 理 者 水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第2項）。江差町長がこれにあたる。
4. 消 防 機 関 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団をいう（法第2条第4項）。
5. 消 防 機 関 の 長 消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。檜山広域行政組合消防長がこれにあたる。
6. 水 防 団 法第6条に規定する水防団をいう。当町では消防機関が水防活動を担っているため、水防団は設置していない。
7. 量 水 標 管 理 者 量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。北海道（以下「道」という。）の水防計画で定める量水標管理者は、北海道水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。
8. 水 防 協 力 団 体 水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
9. 洪 水 予 報 河 川 国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

10. 水 防 警 報 国土交通大臣又は知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川について、国土交通大臣又は知事が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。
11. 水 位 周 知 河 川 国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知及び周知を行う（法第13条）。
12. 水 位 周 知 下 水 道 都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。
13. 水 位 周 知 海 岸 都道府県知事が、高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したときは、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。
14. 水 位 到 達 情 報 水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。
15. 水 防 団 待 機 水 位
（ 通 報 水 位 ） 量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。
水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
16. 氾 濫 注 意 水 位
（ 警 戒 水 位 ） 水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
17. 避 難 判 断 水 位 町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

- | | | |
|-----|----------------|--|
| 18. | 氾濫危険水位 | 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。 |
| 19. | 内水氾濫危険水位 | 法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。 |
| 20. | 洪水特別警戒水位 | 法第13条第1項及び法第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。 |
| 21. | 雨水出水
特別警戒水位 | 法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。 |
| 22. | 高潮特別警戒水位 | 法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。 |
| 23. | 重要水防箇所 | 堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。 |
| 24. | 洪水浸水想定区域 | 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。 |
| 25. | 内水浸水想定区域 | 内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。 |
| 26. | 高潮浸水想定区域 | 高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条の3）。 |
| 27. | 浸水被害軽減地区 | 洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）。 |

第4節 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 北海道の責任

北海道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- (4) 水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (8) 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- (9) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (10) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- (13) 水防信号の指定（法第20条）
- (14) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (16) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

2 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (6) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要

- な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- （7）避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
 - （8）浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15の6、法第15条の7、法第15条の8）
 - （9）予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
 - （10）水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
 - （11）緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
 - （12）警戒区域の設定（法第21条）
 - （13）警察官の援助の要求（法第22条）
 - （14）他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
 - （15）堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
 - （16）公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
 - （17）避難のための立退きの指示（法第29条）
 - （18）水防訓練の実施（法第32条の2）
 - （19）水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
 - （20）水防協議会の設置（法第34条）
 - （21）水防協力団体の指定・公示（法第36条）
 - （22）水防協力団体に対する監督等（法第39条）
 - （23）水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - （24）水防従事者に対する災害補償（法第45条）
 - （25）消防事務との調整（法第50条）

3 河川管理者の責任

- （1）水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- （2）水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

4 気象庁（札幌管区气象台）の責任

- （1）気象及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- （2）洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

5 居住者等の義務

- （1）水防への従事（法第24条）
- （2）水防通信への協力（法第27条）

6 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報（法第25条）
- (2) 決壊後の処置（法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4) 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- (5) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第5節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。

近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。

従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第6節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

1 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、携帯電話等の通常の通信手段が不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動には、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は、原則として複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 指揮者は、水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- (9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (10) 津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- (11) 出水期前に、水防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。



第2章 水防組織

第1節 水防管理団体の水防組織

1 町の水防組織

町における水防組織は、必要に応じて消防機関、農・漁業協同組合、土地改良区、町内会等の応援を得て、水防活動を実施するものとする。

2 消防機関の地域分担

消防機関の地域分担を次のとおりとする。

区分		担当地域
檜山広域行政組合江差消防署		江差町全域
江差町消防団	第1分団	本町・上野町・橋本町・新地町・円山・緑丘
	第2分団	新栄町・愛宕町・豊川町・中歌町・東山・檜岱
	第3分団	姥神町・津花町・茂尻町・鷗島・海岸町
	第4分団	陣屋町・南浜町・南が丘・柏町・萩ノ岱・砂川・椴川町
	第5分団	大濶町・泊町・尾山町・田沢町・伏木戸町
	第6分団	小黒部町・中網町・朝日町・鯨川町
	第7分団	水堀町・越前町・柳崎町・五厘沢町

第2節 大規模氾濫減災協議会

1 大規模氾濫減災協議会

- (1) 国土交通大臣は、法第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。
- ア 国土交通大臣
 - イ 北海道知事
 - ウ 当該河川の存する市町村の長
 - エ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - オ 当該河川の河川管理者
 - カ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
 - キ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の国土交通大臣が必要と認める者
- (2) 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- (3) 大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

2 北海道大規模氾濫減災協議会

- (1) 北海道知事は、法第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。
- ア 北海道知事
 - イ 当該河川の存する市町村の長
 - ウ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - エ 当該河川の河川管理者
 - オ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
 - カ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者
- (2) 北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- (3) 北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。

第3章 重要水防箇所

水防管理者等は、重要水防箇所を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

1 道管理河川の重要水防箇所

道（函館建設管理部）管理河川における重要水防箇所のうち町に関わる箇所は、資料1のとおりである。

資料1 重要水防箇所

第4章 予報及び警報等

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区分	種類	発表機関	摘要
気象予報警報 [法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項]	大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報	気象官署（札幌管区気象台、函館地方気象台）	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
洪水予報 [法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項]	注意報・警報・情報	北海道開発局 北海道 気象官署共同 （函館開発建設部、函館建設管理部、上記気象官署）	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 （法第16条）	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道 （函館開発建設部、函館建設管理部）	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

第2節 気象庁が行う予報及び警報

1 気象官署が発表又は伝達する注意報及び警報

気象官署の長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	内容
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

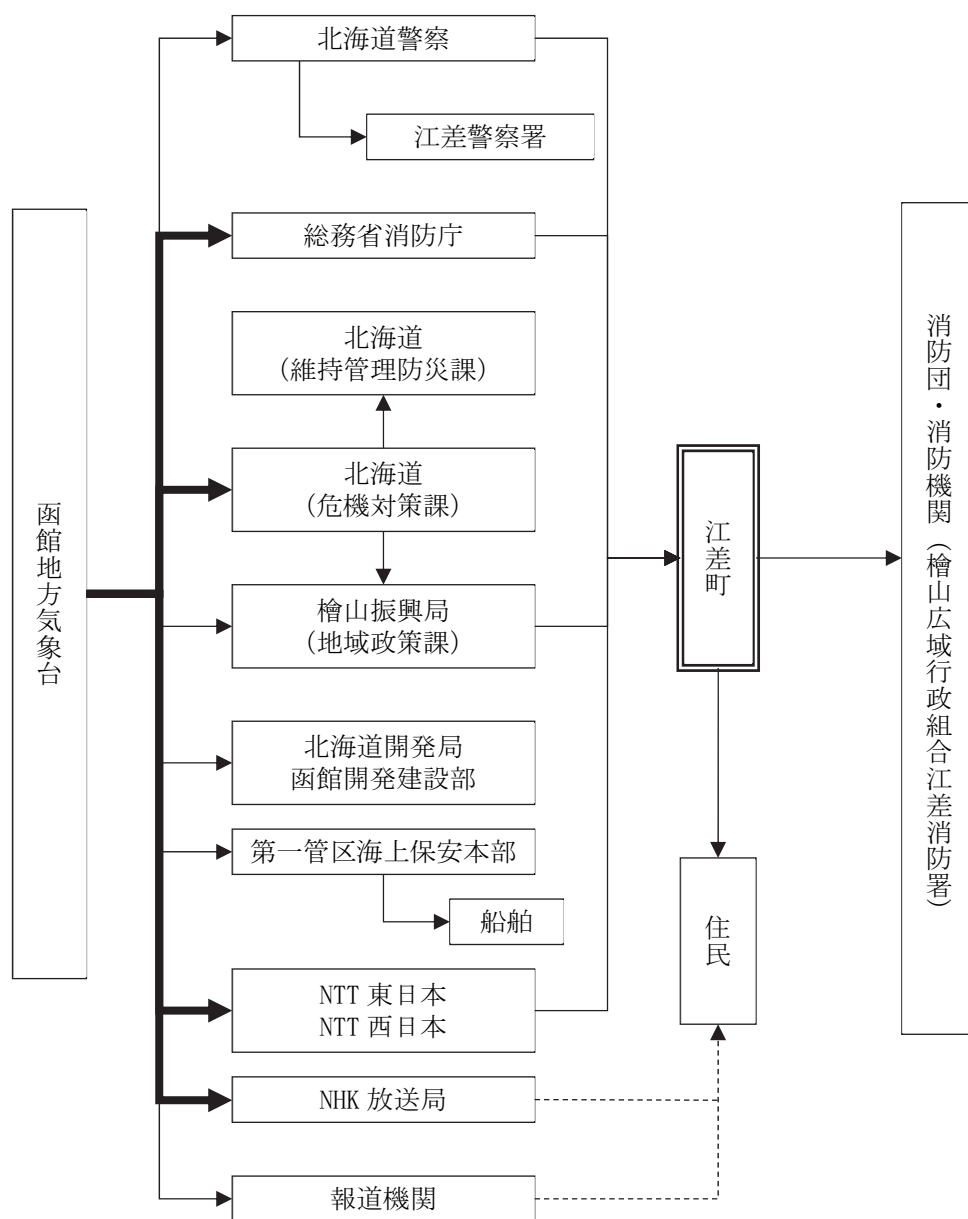
（大雨警報・洪水警報等を補足する情報）

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は資料2のとおりである。

資料2 大雨警報・洪水警報等を補足する情報（キキクル等）

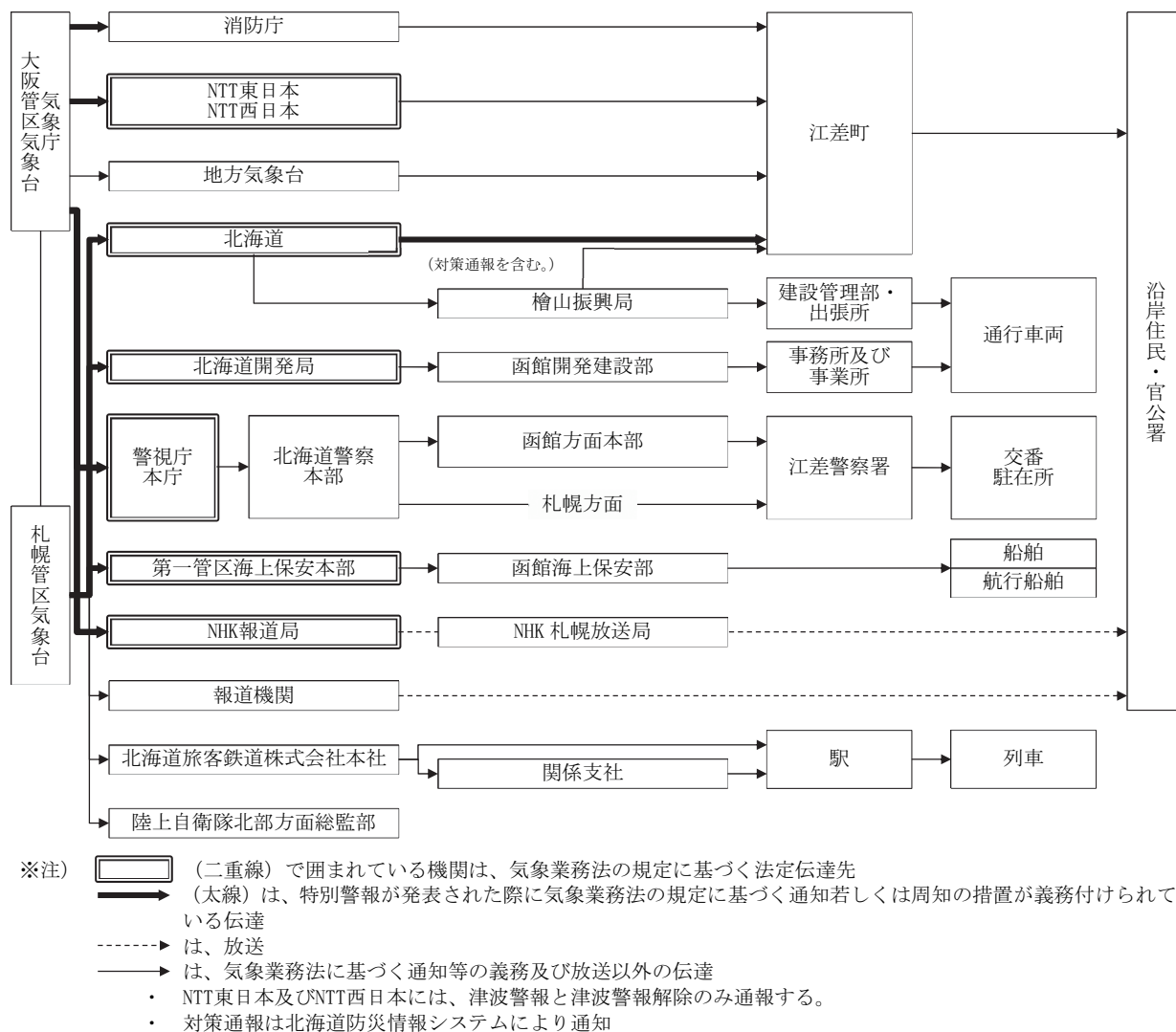
2 警報等の伝達経路及び手段

(1) 洪水の場合



(注: → は法定伝達経路、-----> は放送又は無線)

(2) 津波の場合



第3節 水位周知河川における水位到達情報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、町長にその通知に係る事項を通知するものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

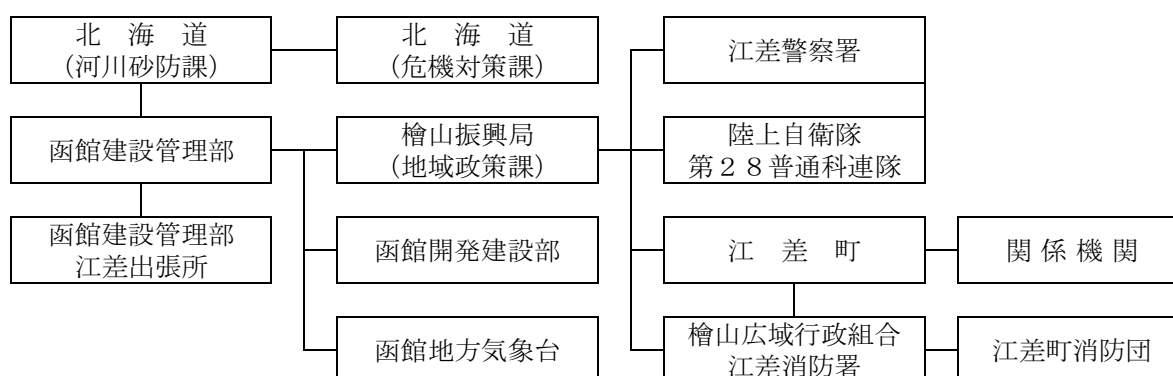
発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

2 水位周知情報の伝達経路及び手法

水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は、次のとおりである。

また、道では、北海道防災情報システムにより河川の水位情報をメール配信しているが、所管する観測所の水位が観測機器の誤作動等により異常値を配信した場合は、水位等通報系統図に定める関係機関に通知するものとする。



第4節 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとし、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しない。

2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 道が行う水防警報

ア 水防警報指定河川等

道が水防警報を行うために指定した河川（水防警報指定河川等）のうち町に関わる河川

は次のとおりである。

(ア) 水防警報を行う河川、区域及び実施機関

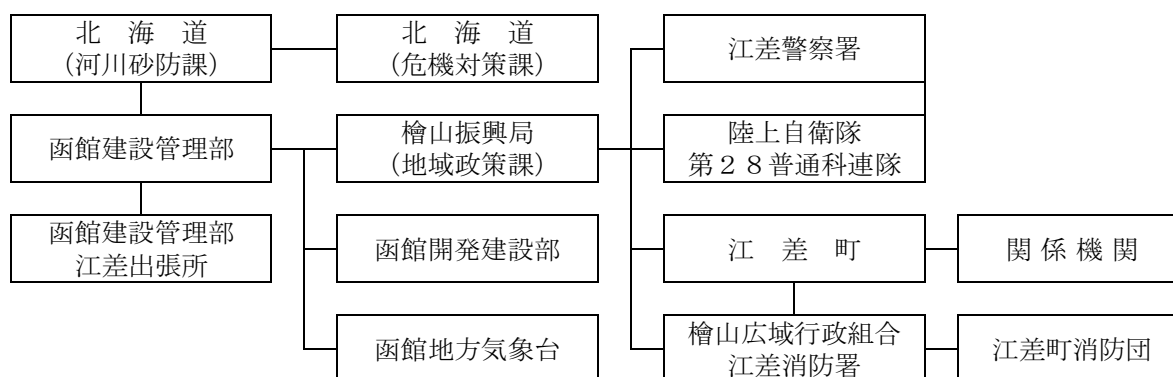
指定河川		基準水位観測所			水防警報区（洪水）	
水系	河川	名称	河川位置	所在地	左 岸	右 岸
厚沢部川	厚沢部川	厚沢部川	海から 7.5km	檜山郡江差町字赤沼 町29番1地先河川敷	自 鵜川との合流点 至 海	

(イ) 水防警報の対象となる水位情報

厚沢部川水位情報	水位（m）
水防団待機水位（指定水位）	4.54m
氾濫注意水位（警戒水位）	5.66m
避難判断水位（特別警戒水位）	5.98m
氾濫危険水位（危険水位）	6.44m
計画高水位	7.85m

イ 水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は次のとおりである。



3 高潮時の海岸に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機・準備	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告するもの。水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 ＜活動内容＞ ・海岸巡視、避難誘導、土のう積み ・排水ポンプ作業等	気象・波浪状況・CCTV 等により越波が起こるおそれがあるとき。
距離確保準備	激しい越波・高潮が発生する危険が迫っていることを警告するとともに、身の安全が確保できるよう海岸からの距離を確保しつつ水防活動を行うことの準備を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生が迫ってきたとき。
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波発生が確認或いは判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波のおそれが無くなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生或いはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。
解除	水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生或いはおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

4 津波に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。ただし、次のア～ウのように「活動可能時間」がとれる場合にのみ発表する。

ア 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時刻」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」がとれる場合

イ 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合

ウ 遠地津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分に確保できる場合

種類	内容	発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	津波警報等が解除されたとき又は水防活動の必要があると認められなくなったとき。

第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

1 水位観測所

町に関係する知事が管理する主要な水位観測所は、次のとおりである。

(1) 北海道で管理する水位観測所

指定河川		観測所名	地先名	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画 高水位
水系	河川							
厚沢部川	厚沢部川	厚沢部川	檜山郡江差町字赤沼町 29番1地先河川敷	4.54	5.66	5.98	6.44	7.85

2 検潮所

港名	管理者	位置	備考
江差港	開発局	江差町字中歌町	+2.205m

※備考欄は、東京湾平均海面（T・P）からの球分体の高さを表す。

3 水位の通報

観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超える場合、その水位は国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載されるため、町は、随時情報の把握を行う。そのほか、函館建設管理部江差出張所から河川水位がはん濫注意水位（警戒水位）を突破する等の通報を受けたときは、直ちにその旨を水防管理者に報告するとともに、水防活動に必要な体制を整えるものとする。

また、広報車や遠隔吹鳴システム等の伝達手段により一般住民に伝達するものとする。

4 水位の公表

北海道は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び市町村向け「川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表するものとする。

情報システムによる河川水位の観測情報は、最短10分ごとに速報値として更新されている。

水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるとき公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行うものとする。

5 障害時の措置

北海道は、所管する観測所の水位が、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、速やかに障害等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、同ホームページのお知らせ画面へ欠測となることを掲載し、水位等通報系統図に定める関係機関に通報するも

のとする。

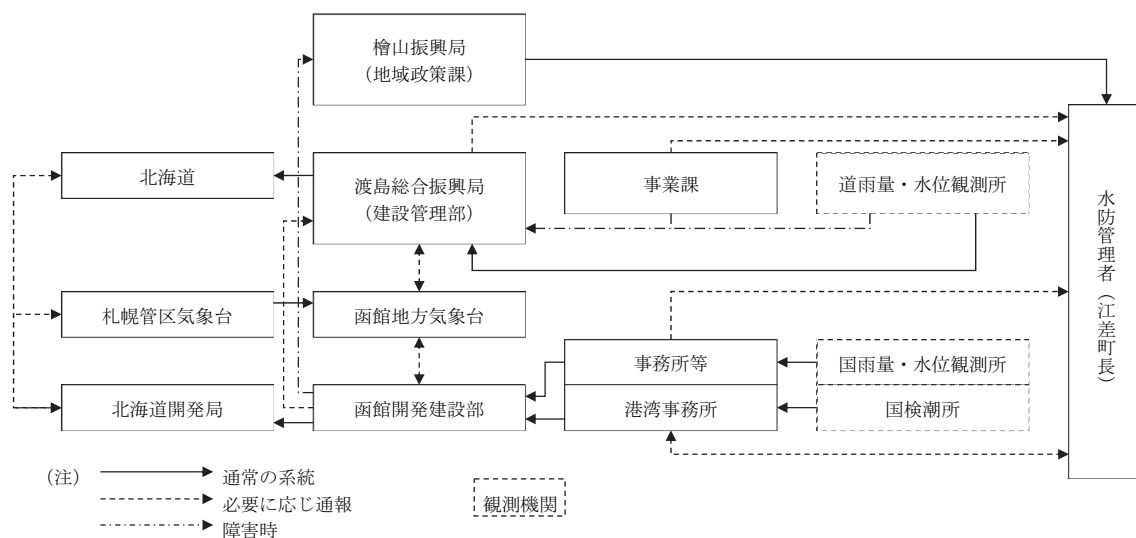
障害等により水位の通報・公表ができない観測所を代替する観測所がある場合、また通報・公表の代替手段を確保した場合は併せて関係機関等に周知する。

障害等の復旧もしくは通報・公表の代替手段を確保するまでの間、次の各号のいずれかに該当する時、通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これにより難しいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- (2) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (3) 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時。
- (4) 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
- (5) 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
- (6) 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

6 水位等通報系統図

水位等通報系統図は、次のとおりである。



第2節 雨量の観測及び通報

1 雨量観測所（所管：函館地方気象台）

所管	観測所名	水系名	河川名	位置	通報先
函館地方気象台	江差特別地域 気象観測所	—	—	江差町字姥神町	

2 雨量の通報

道は所管する観測所の雨量を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報するものとする。そのほか、気象情報又は気象状況によって相当の降雨があると認めたときは、水防区域を重点にその他危険と想定される箇所について、各関係機関と連絡をとり、雨量及び水位等の情報を把握し、水防管理者に報告するものとする。

3 障害時の雨量の通報

道は、所管する観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を水位等通報系統図に定める関係機関に通報するものとする。

通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- （１）降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。
- （２）1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

第6章 気象予報等の情報収集

1 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

水防管理者又は水防に関係ある機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている気象庁ホームページや国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

(1) 市町村向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
国土交通省 「海の防災情報」	http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/	潮位・波高
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値 等

(2) 一般向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
国土交通省 「海の防災情報」	http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/	潮位・波高
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	http://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
札幌管区気象台ホームページ ※気象庁ホームページへのリンク	https://www.jma-net.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値 等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

2 気象情報の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

(1) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(檜山地方)で、2日先

から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島・檜山地方）で発表される。

（２）地方情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

（３）台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

（４）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

（５）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

第7章 ダム・水門等の操作

第1節 ダム操作

(1) 河川区間のダム・水門（洪水）

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行うものとする。

(2) 河口部・海岸部の水門・閘門（津波・高潮）

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第2節 操作の連絡

(1) 河川区間の水門等（洪水）

水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(2) 排水ポンプ場

排水ポンプ場の管理者は、平常時から管理に万全を期し、有事に際しては、その機能が十分発揮できるよう努める。

名称	設置数	能力
水堀排水機場	1 基	$1.08\text{m}^3/\text{秒} \times 2 \text{ 台} = 118.2\text{m}^3/\text{秒}$

(3) 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡するものとする。

(4) 連絡系統

連絡系統については各施設の操作規則等に基づき連絡するものとする。

第8章 通信連絡

第1節 水防通信網の確保

(1) 通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体及び北海道は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

(2) 北海道の通信連絡

北海道の通信連絡は、基幹通信網である北海道総合行政情報ネットワーク（地上系防災行政無線及び衛星系通信システム）及び公衆電気通信設備により行うものとする。

(3) 水防管理団体の通信施設

水防管理団体は、一般有線通信及び携帯電話によるほか、防災行政無線・遠隔吹鳴システム・総合行政ネットワーク等の無線を用いて行うものとし、迅速な通信連絡を図るとともに電話不通時に備えて対策を講じておくものとする。

(4) 連絡責任者

水防管理団体及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知しておくものとする。

第2節 災害時優先通信の取扱い

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。

これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者（各電話会社等）へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

第3節 その他の通信施設の使用

法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 北海道総合行政情報ネットワーク
- (2) 北海道警察本部通信施設
- (3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設
- (4) 北海道電力株式会社通信施設
- (5) 北海道開発局通信施設
- (6) 第一管区海上保安本部通信施設
- (7) 自衛隊通信施設

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

1 水防倉庫及び水防資器材

本町における水防資器材の保管は、「江差町防災備蓄センター」とする。本町で備蓄している水防資器材は、資料3のとおりである。

資料3 水防資器材

2 水防資器材の調査等

水防管理者は、水防資器材の確保のため、その区域内において水防用資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

なお、水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は北海道の備蓄資器材を使用する場合には、函館開発建設部長又は檜山振興局長に電話にて承認を受けるものとする。

3 国又は道有水防資器材の使用

水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、北海道の備蓄資器材又は国の応急復旧用資器材を総合振興局長又は振興局長、開発建設部長の承認を受けて使用することができる。

4 水防用土砂採取場等

水防活動の実施のために必要な土砂採取場等は、江差建設協会との相互応援協定により協力を求めるものとする。

第2節 輸送の確保

1 輸送路線の確保

檜山振興局長及び函館開発建設部長は、非常の場合における消防団員及び作業員並びに水防用資器材等の輸送の確保を図るため、江差警察署、町その他の協力を得て、輸送路線の確保に努めるものとする。

また、警察機関、町その他の協力を得て、輸送路線の確保に努めるものとする。

2 水防管理者の措置

水防管理者は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定し、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

3 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、江差町地域防災計画 第5章第14節「輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

第10章 水防活動

第1節 非常配備体制

1 町の非常配備体制

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備体制により水防業務を処理するものとする。町職員の非常配備体制は、江差町地域防災計画に準じるものとする。

2 消防機関の非常配備体制

法第17条の規定により、町は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

第2節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者、消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知するものとする。

河川等の管理者及びため池その他これに準ずる施設の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、河川管理者のほか、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団等が立会又は共同で行うことが望ましい。

2 出水時

（1）洪水

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、檜山振興局長及び河川等の管理者に連絡し、檜山振興局長は知事に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第7節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇

イ 堤防の上端の亀裂又は沈下

ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

オ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

キ ため池については、次の事項に注意するものとする。

（ア）堤体の漏水、亀裂及び法崩れ

（イ）樋管の漏水による亀裂及び法崩れ

（ウ）取水施設、余水吐、放水路等の状態

（エ）流入水及び浮遊物の状況

（オ）周辺の地滑り等の崩落状況

(2) 高潮

水防管理者等は、北海道から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、檜山振興局長に連絡し、檜山振興局長は知事に報告するものとする。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、消防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、消防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第4節 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補填

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6節 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか江差町地域防災計画第5章第4節「避難対策計画」の定めるところによる。

- (1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

- (2) 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を檜山振興局長に速やかに報告するものとする。解除した場合も同様とする。
- (3) 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

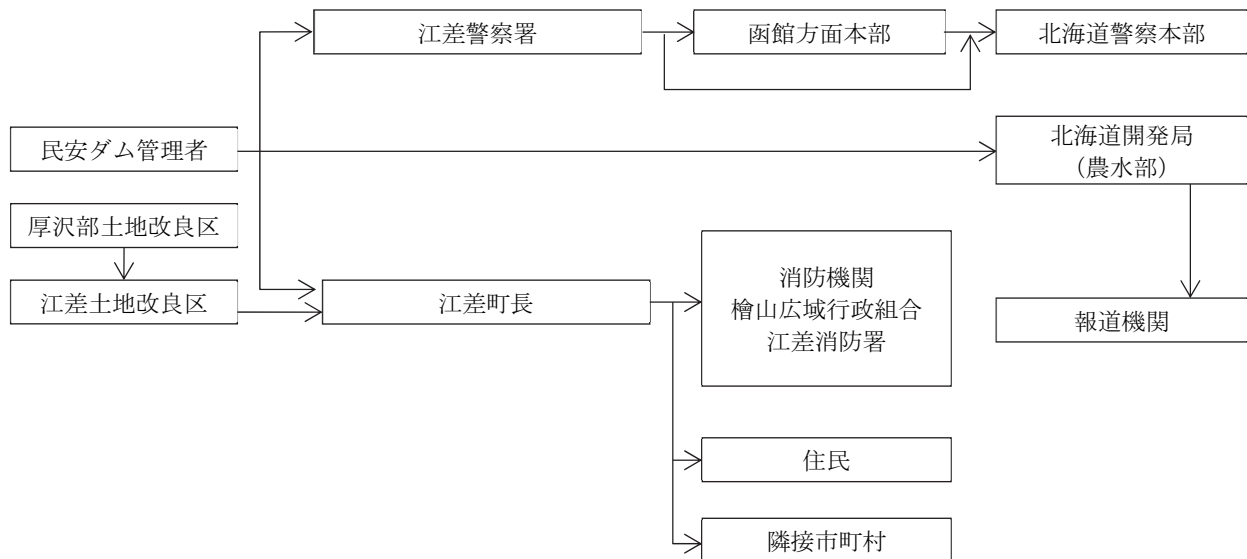
法第25条の規定により、水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長、水防協力団体の代表者又はダム等の管理者は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

2 堤防等の決壊・越水等通報系統図

[illegible]

3 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図

異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図は次のとおりである。



4 決壊・越水後の措置

堤防その他の施設が越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防配備の解除

1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなり、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、檜山振興局長を通じ知事に報告するものとする。

2 消防機関の非常配備の解除

消防機関の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第11章 水防信号、水防標識及び身分証票

第1節 水防信号

知事の定める水防信号は、次のとおりである。

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

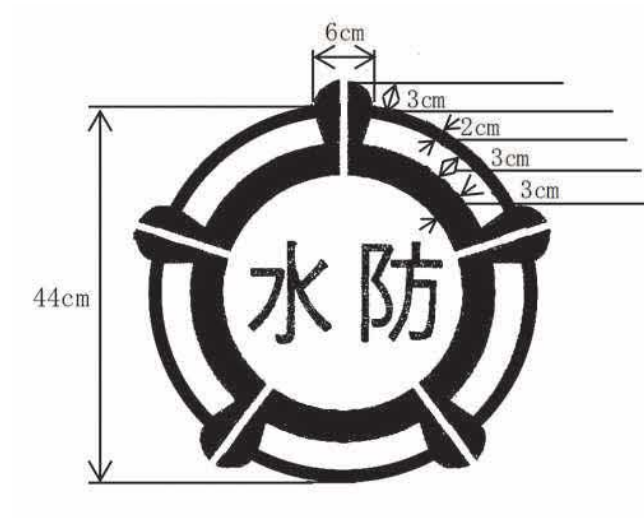
※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第2信号	○－○－○ ○－○－○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第4信号	乱打	約1分 5秒 1分 ○－休止－ ○－

- 備考 1 信号は適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2節 水防標識

知事の定める水防のために出動する車両の標識は右図のとおりである。



第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

1 町の職員及び消防機関の身分証票

町の職員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりである。

表	裏
第 号 水防立入検査員証 所 属 職 名 氏 名 上記の者は、水防法(昭和24年法律第193号)第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。 年 月 日 江差町長 印	水防法(抜粋) 第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

注：縦9 cm、横6 cm

第12章 協力及び応援

1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者（北海道開発局長又は知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

（１）河川管理者の協力

- ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- イ 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- ウ 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- エ 重要水防箇所の合同点検の実施
- オ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- カ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- キ 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

（２）河川管理者の援助

- ア 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- イ 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- ウ 町長に対して、過去の浸水情報の提供や、町長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- エ 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

2 水防管理団体相互間の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防署長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防署長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と相互に協定

しておくものとする。

3 警察官の援助の要求

水防管理者等は、水防のため必要があると認めるときは、江差警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ江差警察署長と協議しておくものとする。

水防管理者又は消防機関の長が警察官へ協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりである。

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 警戒区域の監視 | 法第21条第2項 |
| (2) 警察官の出動 | 法第22条 |
| (3) 警察通信施設の利用 | 法第27条第2項 |
| (4) 避難、立退きの場合における措置 | 法第29条 |

4 自衛隊の災害派遣の要請の要求

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、江差町地域防災計画第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、知事（檜山振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第13章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

1 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

2 利益を受ける町の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部を、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

第2節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者は（１）から（４）（（２）における収用を除く。）の権限を行使することができる。

- （１）必要な土地の一時使用
- （２）土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- （３）車両その他の運搬用機器の使用
- （４）排水用機器の使用
- （５）工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

資料4 公用負担権限委任証

3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、公用負担命令票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

資料5 公用負担命令票

4 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第14章 水防報告

第1節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第2節 水防報告

1 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに檜山振興局長に報告するものとする。

- (1) 消防機関を出動させたとき
- (2) 他の水防管理団体に応援を求めたとき
- (3) その他報告を必要と認める事態が発生したとき

2 水防活動実績報告

水防管理者は、水防が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、次に定める様式による水防活動実績報告を翌月5日までに檜山振興局長に2部報告するものとする。

資料6 水防活動実績報告書

第15章 水防訓練

1 水防管理団体の水防訓練

指定水防管理団体である町は、毎年1回以上なるべく出水期前に、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や函館開発建設部が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第1節 洪水、内水、高潮対応

1 浸水想定区域の指定

法第14条の規定により、北海道開発局及び北海道は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、町長に通知するものとする。

2 浸水想定区域の公表

町では、厚沢部川について、浸水想定区域が公表されている。

3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

江差町防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、江差町地域防災計画又は本計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水に関する情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う、洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - イ 大規模な工場その他の施設（アに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出あった施設に限る。）
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

4 洪水ハザードマップ等の配布等

浸水想定区域をその区域に含む町長は、江差町地域防災計画において定められた前記3（1）～（5）に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第8条第3項に規定する事項を含む。）を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

5 予想される水災の危険の周知等

町長は、洪水予報河川及び水位周知河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により江差町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を町長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、江差町地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

法第15条の3により、町長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保及び浸水防止計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができる。

7 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により江差町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、江差町地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

8 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

第2節 津波対応

1 町地域防災計画の拡充

町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 町が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 津波ハザードマップの作成・周知

津波災害警戒区域をその区域に含む町長は、町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

3 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを町長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- (2) 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- (3) 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項

- (4) その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第17章 水防協力団体

1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、北海道及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

2 水防協力団体の業務

水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3 水防協力団体と消防団等との連携

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年消防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。